

## 香南市建設工事入札参加資格審査における発注者別評価点数算定方法等要領

(趣旨)

第1 香南市が行う建設工事の競争入札参加資格審査において発注者別評価点数の評価項目、算定方法等について定める。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、高知県内に主たる営業所を有する者とする。

(発注者別評価点数の評価項目及び算定方法)

第3 発注者別評価点数は、次に掲げる審査項目について算定した点数の合計値とする。

1 工事の内容及び技術に関する評価項目

(1) 工事成績評定（土木一式工事、建築一式工事に適用）

高知県の工事成績評定を活用する。

(2) 優良工事表彰（土木一式工事に適用）

当該年度に高知県優良建設工事施工者表彰又は優良建設工事の所長表彰（土木工事に限る。）を受けている場合は、件数に次の点数を乗じた値を評価点とする。（上限は50点とする。）

表彰の種類	点 数
高知県知事賞	1 件 25
優良賞	1 件 15
所長賞	1 件 5

(3) 監理技術者資格者数（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、継続雇用期間が6ヶ月を超え、過去5年以内  
に監理技術者講習を受講している監理技術者（土木一式工事に限る。）について、  
人数に1点を乗じた値を評価点とする。（上限は50点とする。）

(4) 技術研修の実施（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会  
の「継続学習制度（土木施工管理／CPDS）」における登録学習単位数について  
評価する。

従事職員の登録学習単位数の合計単位数を6単位（UNIT）で除し（小数点以下  
下切り捨て）、1点を乗じた値を評価点とする。（上限は20点とする。）

(5) 特許権、実用新案権の取得（土木一式工事に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業者が、土木一式工事に係る特許権、実  
用新案権を取得している場合は、取得件数に2点を乗じた値を評価点とする（上限

は 20 点とする。 ) 。

(6) 安全対策（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、建設業労働災害防止協会に加入している場合は、評価点 5 点とする。

(7) 公共工事元請完成工事高（土木一式工事に適用）

審査基準日の直近 8 月末までに終了した事業年度に係る公共工事元請受注完成工事高（土木一式工事に限る。）を 1,000 万円で除し（小数点以下切り捨て）、1 点を乗じた値を評価点とする。（上限は 30 点とする。）

(8) 工事施工能力評定（土木一式工事、建築一式工事以外の業種に適用）

直近の経営事項審査の建設工事の種類別年間平均完成工事高に係る X1 評点に 0.1 を乗じた値を評価点とする（小数点以下切り捨て）。ただし、年間平均完成工事高が 1,000 万円未満については対象としない。

2 社会性を評価する評価項目

(1) 従事職員数（土木一式工事に適用）

従事職員数に 1 点を乗じた値を評価点とする。（上限は 50 点とする。）ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している常勤の従事職員とする。

(2) 障害者雇用（土木一式工事に適用）

法定雇用率（2.2%）を超えて、若しくは雇用義務のない建設業者（常用労働者数 45.5 人未満の建設業者）が障害者を雇用している場合は、評価点 20 点とする。ただし、入札参加資格審査基準日において、1 年を超えて継続して雇用している身体障害者、知的障害者及び精神障害者とする。

なお、当該障害者については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律 123 号）に基づき判断する。

(3) 指名停止（指名停止の原因となった業種に適用）

入札参加資格審査基準日前 1 年間（前年 10 月 1 日から当年 9 月 30 日）において、香南市建設工事指名停止等措置要領に基づく指名停止が開始した場合は、当該指名停止期間を 1 月で除し、-10 点を乗じた値を評価点とする。なお、停止期間が 1 月未満の端数は、1 月とする。（平成 27 年度入札参加資格審査より下限は撤廃。）

(4) ISO のマネジメントシステム審査登録等（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、ISO（国際標準化機構）の環境マネジメントシステム（ISO14000 シリーズ）の審査登録又は（一財）持続性推進機構が実施す

る「エコアクション21」の認証・登録を受けている場合は、評価点20点とする。ただし、審査基準日の直近の8月末までに到来した決算の経営事項審査において、ISO14000シリーズの登録が有りとして評価されている場合の評価点は13点とする。

(5) 次世代育成支援企業認証等、高知県見守り雇用主認証企業取得並びに協力雇用主としての登録及び雇用実績（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日において、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主に認定されている場合、又は高知県ワークライフバランス推進企業認証制度要綱に基づく高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得している場合は、評価点20点とする。

また、入札参加資格審査基準日において、高知県見守り雇用主認証企業制度要綱に基づく高知県見守り雇用主認証企業を取得している場合は、評価点10点とする。

加えて、入札参加資格審査基準日において、法務省の実施する協力雇用主制度に基づく登録されており、かつ入札参加資格審査基準日以前3年間の間に、同制度に基づく雇用実績がある場合（ただし、雇用主側から解雇した場合を除く。）は、評価点10点とする。

なお、当該項目の評価点の上限は20点とし、「次世代育成支援企業認証等」、「高知県見守り雇用主認証」及び「協力雇用主としての登録及び雇用実績」の全てに該当する場合でも、評価点は20点とする。

(6) 不当要求防止責任者講習（全業種に適用）

入札参加資格審査基準日の3年前の日の属する年度の4月1日から入札参加資格審査基準日までの間に、暴力団対策法第14条に基づき高知県公安委員会が実施する「不当要求防止責任者講習」を受講している場合は、評価点5点とする。

なお、受講者が、入札参加資格審査基準日において、当該建設業者に在籍していることを条件とする。

(7) 災害対応協力等

ア 前年度及び前々年度において、県の要請（緊急発注依頼書）に基づいて災害時の復旧工事等に貢献した場合は、1件につき評価点4点とする（上限は20点とする。）。

イ 入札参加資格審査基準日において、「大規模災害発生時における支援活動に関する細目協定」に基づき、一般社団法人高知県建設業協会が運営するGPS携帯による災害情報共有システムの協力企業として登録している場合は、評価点10点とする。

ウ 入札参加資格審査基準日において、香南市との間に災害時の応急対策活動協力に関する協定を締結している場合又は国もしくは市町村（消防団の事務を処理す

る一部事務組合等を含む)が実施する「消防団協力事業所表示制度」の認定を受けている場合は、評価点10点とする。

※ア及びイは、土木一式工事に適用し、ウは、土木一式工事、建築一式工事及び水道施設工事に適用する。

(8) 県産品の使用(土木一式工事に適用)

前年度に完成した県発注工事において、高知県内産の木材又はコンクリート二次製品を使用した場合は、工事1件につき評価点4点とする(上限は20点とする。)

(9) 地域ボランティア(土木一式工事に適用)

前年度において、県のふれあいの道づくり支援事業の支援対象者(ロードボランティア)として認定を受け、活動を行った場合は、1回の活動につき評価点2点とし、県の海岸緊急清掃事業参加団体(ビーチボランティア)の認定を受け事業に参加した場合は、1回の参加につき評価点4点とする(上限は20点とする。)

**※1及び2の(1)、(2)、(4)～(9)については、「高知県建設工事入札参加資格審査における地域点数」を活用する。**

附 則

(施行日)

この要領は、平成22年1月1日から施行し、平成22年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成23年1月1日から施行し、平成23年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成25年1月1日から施行し、平成25年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成27年1月1日から施行し、平成27年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成28年1月1日から施行し、平成28年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、平成31年1月1日から施行し、平成31年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用する。

